

門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金
交付要綱（令和3年4月1日施行）

（目的）

第1条 この要綱は、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、本市における密集市街地のうち、地震時等に著しく危険な密集市街地内に存する老朽木造建築物等の除却工事を実施する所有者等に対し、予算の定める範囲内において門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、老朽木造建築物等の除却を促進し、地震時等に著しく危険な密集市街地の改善を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地震時等に著しく危険な密集市街地 密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性がある、生命及び財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的に改善が必要な密集市街地をいう。
- (2) 老朽木造建築物等 昭和56年5月31日以前に建築されたもの（国、大阪府及び本市が所有する建築物を除く。）をいう。
- (3) 特に延焼危険性が高い区域 地震時等に著しく危険な密集市街地のうち、火災が発生した場合に燃え広がる危険性のある範囲が20,000平方メートル以上の区域をいう。
- (4) 除却工事 老朽木造建築物等を全て除却する工事をいう。ただし、長屋建て等建築物の場合は、その所有している部分を除却する工事をいい、隣接する建築物の補修工事は含まないものとする。
- (5) 入居者 補助金の交付の対象となる建築物に入居し、賃借している者をいう。
- (6) 空き建築物 居住、その他の使用がなされておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物をいう。
- (7) 除却工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する者及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第12項に規定する者をいう。
- (8) 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項及び第2項に規定する事業をいう。

(9) 主要生活道路 門真市住宅市街地整備計画(密集住宅市街地整備型)において、消防活動が困難である区域の解消のため、道路幅員6.7メートル以上となるように拡幅整備を進める道路をいう。

(交付期間及び見直し)

第3条 補助金の交付期間は、令和3年度から令和5年度までとする。

2 市長は、補助金の交付期間が終了するに当たり、社会的動向、補助効果及び補助のあり方等を勘案した上で、交付期間、補助対象建築物、補助率等について見直しを行うものとする。

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号のいずれにも該当する老朽木造建築物等で、除却工事施工者により除却工事が行われるものをいう。

- (1) 別表第1に掲げる地区内に存するものであること。
- (2) 差押え、仮差押え又は仮処分を受けていないこと。
- (3) これまでに他の要綱等に基づき、除却又は耐震改修等に係る補助金の交付を受けた建築物(長屋建て等の建築物の場合は、その所有している部分をいう。)でないこと。
- (4) 土地区画整理事業、道路整備事業等による建物移転補償の対象となっていないこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者又はその相続人であること。
- (2) 前号の所有者又は相続人であって、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、特に延焼危険性が高い区域については別表第2のとおりとし、特に延焼危険性が高い区域以外については別表第3のとおりとする。ただし、空き建築物については、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、除却工事に着手する前に、門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付申請書に実印を押印の上、別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、補助申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項前段の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金不交付決定通知書により、補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 補助申請者は、前条第1項前段又は第2項の規定による通知を受け取った場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定（以下「補助金の交付決定」という。）の内容又は交付の条件に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して10日以内に門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付申請取下げ届を市長に提出することにより、当該補助金の交付に係る申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、補助金の交付決定はなかったものとする。

(除却工事等の着手)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知を受け取った日から速やかに除却工事及び入居者の移転（入居者の移転に伴う交渉等を含む。以下同じ。）に着手しなければならない。この場合において、当該除却工事及び入居者の移転に着手したときは、直ちに門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却工事着手届を市長に届け出なければならない。

(申請事項の変更)

第11条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた後、事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却工事内容変更承認申請書に別に定める書類を添えて市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容を変更し、門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却工事内容変更承認通知書により補助決定者に通知するものとする。

(除却工事の中止)

第12条 補助決定者は、事情により除却工事及び入居者の移転を中止しようとするときは、速やかに門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付中止届を別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第9条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(完了報告)

第13条 補助決定者は、除却工事及び入居者の移転終了後、速やかに門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却工事完了報告書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、除却工事及び入居者の移転が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を決定し、門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付指令書により、補助決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助決定者が規則第15条各号のいずれかに該当すると認めるときは、門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付決定取消通知書により補助決定者に通知し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金返還命令書により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(主要生活道路整備への協力)

第16条 補助決定者は、補助対象建築物の敷地が主要生活道路に接している場合は、主要生活道路の整備に協力するものとする。

(細目)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付要綱の様式により提出されている申請書は、この要綱による改正後の門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付要綱の様式により提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付要綱の様式により提出されている申請書は、この要綱による改正後の門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付要綱の様式により提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付要綱の様式により提出されている申請書は、この要綱による改正後の門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助金交付要綱の様式により提出されたものとみなす。

別表第 1 (第 4 条関係)

地 区 名	町 名
西部地区	小路町、元町、本町
古川橋駅北地区	石原町、大倉町、垣内町、幸福町
北東部地区	上島町、城垣町

別表第2（第6条関係）特に延焼危険性が高い区域

項	区分	補助対象経費	補助額
1	一戸建ての住宅（併用住宅を含む。）	除却工事における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1) 除却工事に要する経費 (2) 補助対象建築物の延床面積に1平方メートル当たりの単価27,000円を乗じて得た額 (3) 1,890,000円	補助対象経費に6分の5を乗じて得た額
		入居者の移転における補助対象経費は 150,000円とする。	
2	長屋建て等の住宅（併用住宅を含む。）	除却工事における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1) 除却工事に要する経費 (2) 補助対象建築物の延床面積に1平方メートル当たりの単価27,000円を乗じて得た額 (3) 補助対象建築物の戸数に1,890,000円を乗じた額 (4) 5,400,000円	補助対象経費に6分の5を乗じて得た額
		入居者の移転における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1)補助対象建築物の入居者が入居している戸数に150,000円を乗じた額 (2)1,500,000円	
3	共同住宅（併用住宅を含む。）	除却工事における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1) 除却工事に要する経費 (2) 補助対象建築物の延床面積に1平方メートル当たりの単価27,000円を乗じて得た額 (3) 5,400,000円	補助対象経費に6分の5を乗じて得た額
		入居者の移転における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1) 補助対象建築物の入居者が入居している戸数に150,000円を乗じた額 (2) 1,500,000円	
4	1から3までの項に掲げる建築物以外の建築物	除却工事における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1) 除却工事に要する経費 (2) 補助対象建築物の延床面積に1平方メートル当たりの単価27,000円を乗じて得た額 (3) 2,160,000円	補助対象経費に6分の5を乗じて得た額
		入居者の移転における補助対象経費は150,000円とする。	

別表第3（第6条関係）特に延焼危険性が高い地域以外の区域

項	区分	補助対象経費	補助額
1	一戸建ての住宅（併用住宅を含む。）	除却工事における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1) 除却工事に要する経費 (2) 補助対象建築物の延床面積に1平方メートル当たりの単価27,000円を乗じて得た額 (3) 1,890,000円	補助対象経費に6分の3を乗じて得た額
		入居者の移転における補助対象経費は150,000円とする。	
2	長屋建て等の住宅（併用住宅を含む。）	除却工事における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1) 除却工事に要する経費 (2) 補助対象建築物の延床面積に1平方メートル当たりの単価27,000円を乗じて得た額 (3) 補助対象建築物の戸数に1,890,000円を乗じた額 (4) 5,400,000円	補助対象経費に6分の3を乗じて得た額
		入居者の移転における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1) 補助対象建築物の入居者が入居している戸数に150,000円を乗じた額 (2) 1,500,000円	
3	共同住宅（併用住宅を含む。）	除却工事における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1) 除却工事に要する経費 (2) 補助対象建築物の延床面積に1平方メートル当たりの単価27,000円を乗じて得た額 (3) 5,400,000円	補助対象経費に6分の3を乗じて得た額
		入居者の移転における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1) 補助対象建築物の入居者が入居している戸数に150,000円を乗じた額 (2) 1,500,000円	
4	1から3までの項に掲げる建築物以外の建築物	除却工事における補助対象経費については、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。 (1) 除却工事に要する経費 (2) 補助対象建築物の延床面積に1平方メートル当たりの単価27,000円を乗じて得た額 (3) 2,160,000円	補助対象経費に6分の3を乗じて得た額
		入居者の移転における補助対象経費は150,000円とする	